

東日本大震災の発生に伴う緊急対策

平成23年11月29日

項目	(頁)
1 緊急対策	
① 震災に伴う雇用対策	
○ 雇用保険失業給付の特例措置による離職者対策	1
○ 基金による雇用の創出	1
○ 雇用調整助成金の拡充による雇用の維持	2
○ 各種助成金の拡充等による雇用の促進	2
② 被災労働者等の救済措置	
○ 労災保険の給付	3
○ 未払賃金立替払制度の運用	3
③ 復旧・復興工事の安全衛生確保対策	4
④ 被災した新卒者等に対する就職支援	5
2 今後の課題及び対策等	
① 雇用対策	6
② 被災労働者等の救済及び安全衛生確保対策	7

岩手労働局

東日本大震災の発生に伴う緊急対策

1 緊急対策 ① 震災に伴う雇用対策

○ 雇用保険失業給付の特例措置による離職者対策【資料1・2】

災害時における雇用保険の特例や給付日数の延長(60日+60日(+90日*))等による離職者支援を実施。(※10月1日から沿岸4所の管轄区域をさらに90日の給付延長の対象地域に指定。)

震災に伴い多くの離職者が発生した沿岸部における離職票の交付及び資格決定者数は、ピークを越え落ち着いた状況。雇用保険受給者実人員(10月末現在)は、12,165人(内沿岸6,190人)

- ・ 震災後の離職票・休業票交付件数：41,375件(前年度比 140.8% 対前月期 2,649件増)
うち沿岸4所の交付件数：15,012件(前年度比 239.2% 対前月期 550件増)
- ・ 雇用保険受給資格決定者数：24,572人(前年度比 154.6% 対前月期 1,313人増)
うち沿岸4所の決定者数：11,799人(前年度比 306.6% 対前月期 306人増)

(11月20日現在)

○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金による雇用の創出【資料3】

平成23年度第1次補正予算等による雇用創出事業(118億9千万円の交付)により、1万人の雇用創出を計画、実施。

- ・ 現在、7,140人(前月期比298人増)を事業化(事業化率71.4%)
- ・ 求人数：6,607人(同716人増) 雇用者：5,775人(同1,260人増)

(11月17日現在)

○ 雇用調整助成金の拡充による雇用の維持【資料4】

生産量・売上高などの確認期間の短縮や支給限度日数の拡大(+300日)、雇入れ6ヶ月未満も対象者とするなどによる雇用維持の支援。

震災に伴う計画届の遡及提出の特例措置(6月16日期限)が経過したこともあって、7月以降の計画届の提出件数が大きく減少。

- ・ 震災特例分の計画届受理件数：4,236件（3月～10月累計）
⇒ 雇用維持されている対象労働者 183,232人（同上）
- ・ 6月：1,544件 → 7月：587件 → 8月：561件 → 9月：511件 → 10月：515件

○ 各種助成金の拡充等による雇用の促進【参考1】

「被災者雇用開発助成金」の創設や「成長分野等人材育成支援奨励金」の拡充による雇用の促進

- ・ 被災者雇用開発助成金 支給決定件数 1件（11/24現在）
被災離職者や被災地域の求職者を新たに雇い入れた事業主に対して、助成金（中小企業90万円、大企業50万円）を支給（5月2日以降の雇い入れが対象で採用から6か月後に申請）
- ・ 成長分野等人材育成支援奨励金 受給資格認定件数 25件（11/24現在）
5月1日以前に雇い入れた被災者や、震災に伴い離職させた従業員を再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合にその訓練費を助成（60万円を限度）

1 緊急対策 ② 被災労働者等の救済措置

○ 労災保険の給付【資料5】

労働者が工作中や通勤中に震災に遭い死傷した場合に、労働者もしくは遺族に給付を行う。

今月期の請求件数は25件(遺族給付25件、療養給付等0件)と、前月期に比べ19件の減少となっているが、引き続き労災請求が行われるよう、事業場を通じた請求勧奨の実施の他、周知用リーフレットの配布、市町村と連携した周知・広報等に努める。(→今後の対応は、7頁参照)

- ・ 遺族給付の請求件数：560件(対前月期 25件増)

うち支給決定件数：543件(不支給決定4件取り下げ7件を含む)

遺族特別支給金決定金額：1,596百万円(532人×300万円)

- ・ 療養、休業給付等の請求件数：74件(対前月期 増減なし)

うち支給決定件数：72件

(11月22日現在)

○ 未払賃金立替払制度の運用【資料6】

震災被害により中小企業が倒産状態となり、賃金が未払いとなっている労働者に対し、国が事業主に代わって立替払を行う。

- ・ 申請受理件数：57件、うち決定件数45件(件数の差は取下げ等による)

- ・ 立替払額：76,398千円(363人分)(見込み額)

(対前月期 5,229千円増、7人増)

(11月22日現在)

1 緊急対策 ③ 復旧・復興工事の安全衛生確保対策

がれき処理等、復旧・復興工事における安全衛生確保対策を推進

○ 現 状

- ・ 労災事故（復旧・復興関連）：死傷者数47人（うち建設業42人（死亡者3名））（10月末日現在）

○ 対 策

- ・ 労働災害防止対策等に関して建設業関係団体に対する局長要請（3回）

① 3月18日 ② 3月29日 ③ 8月8日

- ・ 労働災害等防止対策の徹底に関して警備業協会に対して要請 9月30日

- ・ 安全衛生パトロールの実施（34回：宮古、釜石、大船渡、二戸各監督署管内）

4月：6回（62現場） 5月：5回（13現場） 6月：3回（18現場）

7月：9回（113現場） 8月：7回（60現場） 9月：4回（7現場）

- ・ 建設業者等に対する集団指導・研修会の実施（3箇所）

7月14日：宮古市（51名） 7月15日：釜石市（22名） 7月15日：陸前高田市（33名）

- ・ 保護具等の配布

① フィルター交換式防じんマスクの配布（1.5万個のうち1.1万個配布済み）

② 簡易防じんマスクの配布（8.6万枚）

③ 手袋等保護具の配布（作業用手袋：2,280双、防じんゴーグル850個）

④ 電動ファン付き防じんマスクの配布（150個を計画）（11月23日現在）

1 緊急対策 ④ 被災した新卒者等に対する就職支援

- 盛岡新卒応援ハローワークでは「学生等震災特別相談窓口」、他のハローワークでは「特別相談窓口」で、被災した新卒者等の就職を支援
- 被災学生等を対象とした集団面接会等を実施して就職を支援
(東北新卒者就職応援プランの実施)

		参加企業数	参加者数
・ 「がんばろう！東北就職応援フェアin盛岡」(盛岡市)	5/9	37社	319人
・ 「近畿ブロック大学等就職フェア2011」(大阪市)	7/7	16社	70(13)人
・ 「第1回 新規大卒等合同面接会」(東京都)	7/12~7/15	148社	1,478(20)人
・ 「就職応援CareerForum」(盛岡市)	8/18	33社	230人
・ 「震災新卒者対象就職面接会」(朝霞市)	9/20、21	64社	126(27)人
・ 「東北就職応援フェアin盛岡」(盛岡市)	9/29	30社	218人
・ 「がんばろう！東北新規高卒者就職面接会」(仙台市)	10/14	133社	692(177)人
・ 「復興支援 盛岡就職面接会」(盛岡市)	10/31	72社	194人
・ 「第2回 新規大卒者等合同就職面接会」(東京都)	11/ 2	181社	2,133(15)人
・ 「さいたま市就職合同面接会(東北3県若年 被災求職者就労支援事業)」(さいたま市)	11/11	54社	261(6)人

※()内は岩手からの参加者数

2 今後の課題及び対策等 ① 雇用対策

4月から7月までの間に、解雇等により失業給付の初回受給手続きをした者(約1万2千人)のうち、各月別の支給終了者数を整理すると、10月に受給終了となる者が最大で約1,300人発生することが想定されたため、広域延長給付を活用し、10月1日から沿岸4所の管轄区域を対象に90日間の給付期間の延長を実施(これにより延長対象となる者は約1,000人)。

併せて、積極的な再就職に向けた職業相談・職業紹介(就職支援ナビゲーターの活用等)を引き続き行うとともに次のような雇用対策を講じる。

- 求職者支援制度による就職支援
 - ・ 23年度定員：3,800人(第3次補正予算による拡充枠1,500人分含む)
 - ・ 訓練実施団体の確保 H23年12月～24年3月開講訓練コース：54コース / 861人(11/11現在)

- 被災学生等を対象とした集団面接会等を実施予定
 - ・ 「第3回新規大卒者等合同就職面接会」(東京都) 平成24年2月開催予定
 - ※岩手から面接会場までの送迎バス及び宿泊施設を無料で運行(提供)予定

- 雇用機会創出のための支援(「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3)【参考3】
「重点分野雇用創造事業」の基金を積み増しして次の事業を実施予定(第三次補正予算)
 - ・ 都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する「震災等緊急雇用対応事業」を実施(全国枠で2,000億円)【参考4】
 - ・ 被災地の本格的な雇用復興のため、産業政策と一体となった雇用機会創出への支援を行う「事業復興雇用創出事業」、「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設(被災県枠として1,510億円)【参考5】 (注)上記2事業の岩手県への配賦額は未達

2 今後の課題及び対策等 ② 被災労働者等の救済及び安全衛生確保対策

- 労災保険の給付及び未払賃金立替払制度の積極的な周知
津波被害地における積極的な周知を図るとともに、引き続き円滑かつ迅速な支給を行う。
 - ・ 事業場（電話不通等の2,219事業場）に対しアンケート形式による通信調査を実施
（1,090件受理（回収率49.1%））
 - ・ 被災地域の全世帯に対し周知用リーフレットを配布中（仮設住宅約14,000戸含む）
 - ・ 震災孤児、遺児の保護者への周知（孤児93人、遺児475人）
- 安全衛生確保対策
がれき処理は、粉じんや石綿のばく露等の危険があり、引き続き復旧・復興工事における安全衛生確保対策を強力に推進する。
 - ・ 東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議会の設置（県単位の会議を12月に開催後、地区単位の連絡会議、エリア別協議会を順次設置）
 - ・ 安全衛生パトロールの実施（各署、月2回）
 - ・ 「復旧工事安全衛生確保支援事業」等の推進（23年7月～24年3月末）
（10月末までの実績：安全衛生専門家による巡回指導 134事業場、安全衛生相談 11件、安全衛生教育等の支援 3件 151名）
 - ・ 「被災労働者に対する緊急健康診断」（無料）の推進
（期間は7～10月、30,500人の枠のうち10月までに約3万人に実施済み）

資料

	(頁)
1. 離職票・休業票の交付件数及び受給資格決定者数	1
2. 雇用保険受給者実人員の推移	2
3. 緊急雇用創出基金事業の実施状況	3
4. 雇用調整助成金の計画届・支給申請状況	4
5. 震災に伴う労災保険給付の請求及び支給決定状況	5
6. 震災に伴う未払賃金立替払制度の運用状況	5
参考1：主な特例措置について	6
参考2：特別労働相談窓口における相談状況(安定所・監督署別相談件数)	7
参考3：「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3 (第3段階)	8
参考4：「震災等緊急雇用対応事業」	9
参考5：「雇用復興推進事業」	10

離職票・休業票の交付件数及び受給資格決定者数 (3月12日～11月20日現在)

① 離職票・休業票交付件数

	沿岸所					内陸所							合計
	釜石所	宮古所	大船渡所	久慈所	計	盛岡所	花巻所	一関所	水沢所	北上所	二戸所	計	
①交付件数	3,851	3,779	5,565	1,817	15,012	14,681	2,195	2,480	2,934	2,972	1,101	26,363	41,375
交付割合(①/③)	21.5%	20.9%	34.7%	15.7%	23.6%	10.0%	9.0%	8.1%	8.6%	9.7%	8.1%	9.4%	12.0%
対前年同期比(①/②)	226.1%	222.9%	411.0%	119.2%	239.2%	119.6%	108.0%	106.9%	100.8%	124.0%	93.4%	114.1%	140.8%
②前年同期交付件数	1,703	1,695	1,354	1,524	6,276	12,278	2,032	2,319	2,911	2,396	1,179	23,115	29,391
③雇用保険被保険者数	17,924	18,049	16,022	11,543	63,538	146,918	24,262	30,693	33,989	30,505	13,568	279,935	343,473

注1:前年同期交付件数は、前年の同時期(3月12日～11月20日)の離職票等の交付件数

注2:雇用保険被保険者数は、23年2月末現在の数

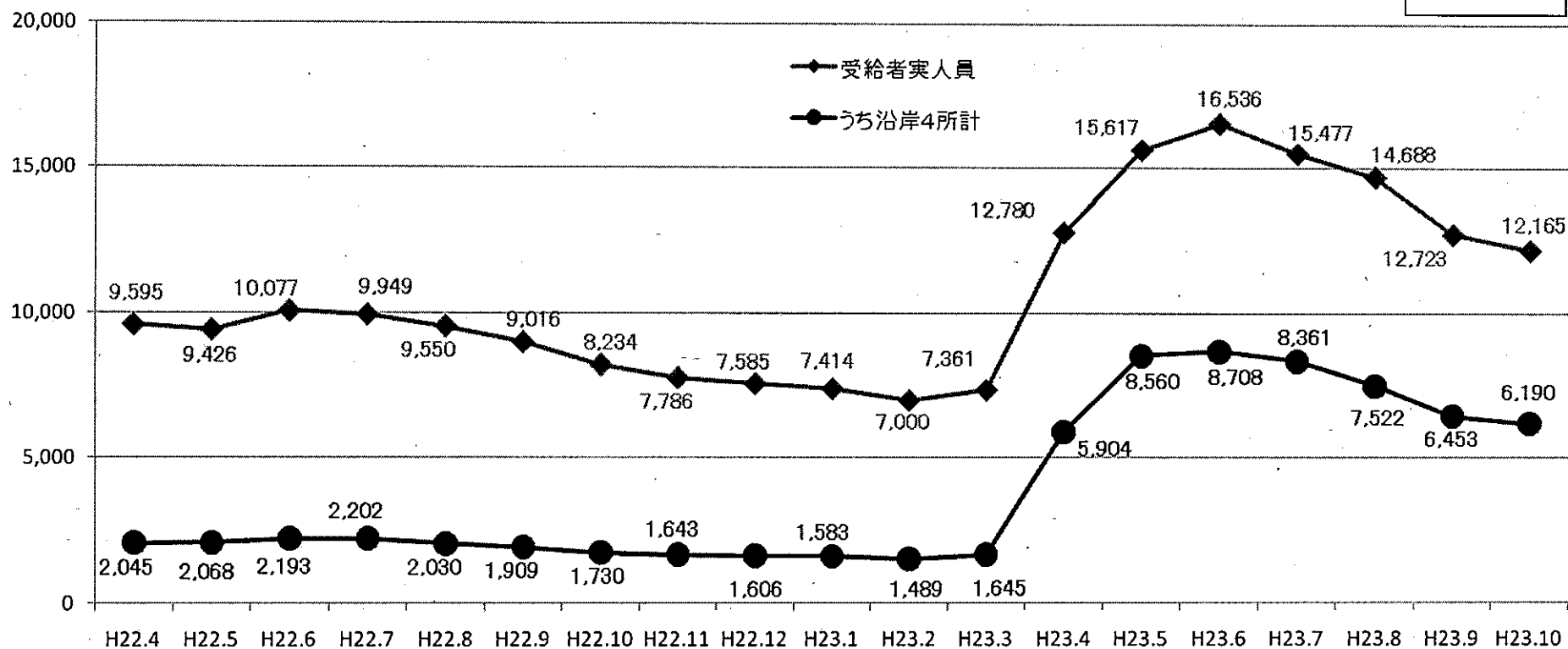
② 受給資格決定者数

	沿岸所					内陸所							合計
	釜石所	宮古所	大船渡所	久慈所	計	盛岡所	花巻所	一関所	水沢所	北上所	二戸所	計	
①決定件数	2,860	2,923	4,757	1,259	11,799	6,224	1,278	1,681	1,572	1,394	624	12,773	24,572
対前年同期比①/②	277.7%	277.9%	548.0%	140.2%	306.6%	110.0%	104.5%	108.5%	92.9%	111.3%	92.4%	106.0%	154.6%
②前年同期決定者数	1,030	1,052	868	898	3,848	5,656	1,223	1,549	1,692	1,252	675	12,047	15,895

注:前年同期決定者数は、前年の同時期(3月12日～11月20日)の受給資格決定者数

雇用保険受給者実人員の推移

資料2



	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10
受給者実人員	9,595	9,426	10,077	9,949	9,550	9,016	8,234	7,786	7,585	7,414	7,000	7,361	12,780	15,617	16,536	15,477	14,688	12,723	12,165
(うち基本手当分)	(8,923)	(8,873)	(9,526)	(9,373)	(8,950)	(8,422)	(7,678)	(7,270)	(7,090)	(6,913)	(6,517)	(6,872)	(12,102)	(14,947)	(15,752)	(14,208)	(12,865)	(10,783)	(9,846)
うち沿岸4所計	2,045	2,068	2,193	2,202	2,030	1,909	1,730	1,643	1,606	1,583	1,489	1,645	5,904	8,560	8,708	8,361	7,522	6,453	6,190
(うち基本手当分)	(1,949)	(1,982)	(2,105)	(2,091)	(1,917)	(1,808)	(1,633)	(1,560)	(1,546)	(1,498)	(1,407)	(1,551)	(5,759)	(8,404)	(8,491)	(7,627)	(6,397)	(5,246)	(4,657)
釜石所	570	536	567	574	550	535	515	481	481	451	409	458	1,643	1,888	2,083	1,954	1,835	1,649	1,657
宮古所	577	573	618	566	512	492	442	441	419	434	401	435	1,746	1,977	2,071	1,962	1,813	1,596	1,587
大船渡所	376	434	445	498	454	416	403	368	386	387	355	414	1,728	3,715	3,675	3,618	3,154	2,604	2,406
久慈所	522	525	563	564	514	466	370	353	320	311	324	338	787	980	879	827	720	604	540

注: 延長給付を含む基本手当受給者実人員の推移。

緊急雇用創出基金事業の実施状況

【平成23年11月17日現在】

実施主体	事業内容	事業額 (百万円)	雇用創出 予定数	求人数	雇用者数
岩手県	臨時職員緊急雇用事業(県事業・災害対応分)	894	474	474	439
民間企業	災害緊急雇用事業推進費(県委託事業)	2,000	1,123	882	882
市町村	緊急雇用創出事業補助(市町村補助事業)	9,000	5,543	5,251	4,454
沿岸地域	漁業復興、瓦礫撤去、臨時職員雇用、介護従事者雇用、スクールガード、独居高齢者見守り訪問、支援物資供給、通学バス運行 ほか	—	4,673	4,453	3,769
内陸地域	臨時職員雇用、農業・物産振興、観光・教育振興、公共施設維持管理作業 ほか	—	870	798	685
合計		11,894	7,140	6,607	5,775

資料出所:岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室資料を基に作成

雇用調整助成金の計画届・支給申請状況

資料4

①雇用調整助成金の計画届受理件数

	事業所数	対象者数
21年4月	590	26,310
5月	623	31,351
6月	581	21,307
7月	614	20,229
8月	563	15,566
9月	535	14,572
10月	540	12,306
11月	486	12,108
12月	524	13,530
22年1月	532	12,865
2月	515	13,674
3月	517	14,559
4月	507	12,247
5月	461	11,016
6月	455	11,005
7月	435	11,015
8月	392	9,255
9月	380	9,221
10月	368	8,819
11月	356	9,037
12月	337	9,634
23年1月	324	9,100
2月	297	8,350
3月	415	13,167
うち震災特例	59	2,672
4月	1,088	42,626
うち震災特例	738	28,735
5月	1,248	56,167
うち震災特例	938	47,453
6月	1,544	60,590
うち震災特例	1,296	54,477
7月	587	16,580
うち震災特例	409	12,017
8月	561	17,908
うち震災特例	427	14,285
9月	511	14,972
うち震災特例	369	10,863
10月	515	16,548
うち震災特例	385	12,730

②安定所別計画届受理件数等(震災特例分)

		計画届受理件数	対象者数	支給決定件数	対象者数
沿岸所	釜石	445	9,389	294	5,599
	宮古	352	5,445	239	3,517
	大船渡	402	8,933	354	6,404
	久慈	119	1,934	83	2,537
	計	1,318	25,701	970	18,057
	内陸所	盛岡	1,231	46,122	668
花巻		367	13,883	229	8,278
一関		507	28,052	328	13,017
水沢		545	27,222	385	15,219
北上		511	32,304	331	17,910
二戸		142	9,948	116	7,315
計		3,303	157,531	2,057	82,311
合計		4,621	183,232	3,027	100,368

注: 23年10月31日までに受理及び支給決定を行った件数及び対象者数

資料5

○震災に伴う労災保険給付の請求及び支給決定状況

(11月22日現在)

		遺族給付(死亡)		療養・休業給付等		合計	
請求件数	津波	560	459	74	42	634	501
	地震		0		32		32
	不明		101		—		101
支給決定件数	津波	543	448	72	40	615	488
	地震		0		32		32
	不明		95		—		95

岩手管内の遺族給付請求件数の推移

年度	請求件数
21年度	35
22年度	38

○震災に伴う未払賃金立替払制度の運用状況

(11月22日現在)

	局計	盛岡	宮古	釜石	花巻	一関	大船渡	二戸
認定申請受理件数	57	0	3	39	0	0	15	0
確認労働者数	363	2	70	147	0	0	144	0

資料6

岩手管内における過去5年間の未払賃金立替払制度の運用状況

	18年	19年	20年	21年	22年
認定申請受理件数	29	30	27	29	24
確認労働者数	206	280	378	306	189

主な特例措置について

参考 1

雇用調整助成金の拡充

- 東北地方太平洋沖地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合にも適用
 - 従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無いなどのために事業活動が縮小した。
 - 事業所、設備等が損壊したが、早期の修復が不可能で生産量が減少した。
 - 風評被害により観光客が減少したり、農産物の売上が減少した。
- これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（震災後1年間）中に開始した休業については、最大300日間を助成対象とする。

など

特定求職者雇用開発助成金の拡充

- 被災離職者又は被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に助成金を支給
 - 大企業 50万円（短時間労働者は30万円）
 - 中小企業90万円（短時間労働者は60万円）

成長分野等人材育成支援奨励金

- 震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合にその訓練費を助成（60万円を限度）

未払賃金立替払制度など

- 未払賃金立替払制度
 - 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行う。
- 「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」
 - 被災事業場において使用者が守らなければならない事項等（休業、賃金、解雇等）労働基準法の一般的な考え方等について、Q&A集を作成。

雇用保険失業給付の特例措置

- 災害時における雇用保険の特例措置
 - ① 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険基本手当）を受給できる。
 - ② 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。
- 被災沿岸地域において、雇用保険失業給付の支給終了日までに再就職が困難と認められる場合、雇用保険の基本手当の給付日数を、現行の個別延長（60日分）と特例延長（60日分）に加え、さらに10月1日から90日分延長。
(例) 給付日数が90日の方の場合
90日+60日（現行の延長給付分）+60日（特例延長分）+90日（新たな延長分）

給付期間が合計210日分延長

- 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続
交通の途絶、遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できない場合、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続が可能。
- ハローワークに来所できない方々の「失業の認定日」の取扱い
雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため指定された失業の認定日にハローワークに来所できない場合、電話連絡等で失業の認定日を変更。

労災保険手続の特例措置など

- 労災保険手続の特例措置等
 - 労災保険給付請求書について、管轄署のみならず全国の労働局・監督署において受け付ける。
 - 事業主証明や療養担当医師の証明がなくても労災保険給付請求ができる。また、労災保険指定医療機関を受診する場合、任意様式で受診できる。
 - 行方不明者の生死が3か月間わからない場合などは、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取り扱う。
- 労働保険料の納付期限延長・猶予等
 - 労働保険料の納付期限の延長・猶予の実施。
 - 震災被害により、労働者の賃金支払いに著しい支障が生じている事業所に対して、労働保険料の支払い免除。（24年2月まで）

特別労働相談窓口における相談状況（3月14日～11月24日）

参考2

○安定所・監督署別相談件数(累計)

合計	局 計	安定所計		監督署計				
		うち沿岸4所	うち内陸6所	うち沿岸3署	うち内陸4署			
32,683 (100.0%)	1,320	27,374	21,627	5,747	3,989	2,630	1,359	
事業主	848	10,708	7,011	3,697	2,250	1,336	914	
小 計	13,806 (42.2%)							
賃金・休業手当等労働条件に関する事	1,629 (5.0%)	38	874	812	62	717	356	361
解雇に関する事	1,138 (3.5%)	25	855	775	80	258	151	107
労働安全衛生に関する事	320 (0.9%)	5	1	0	1	314	274	40
労災保険給付に関する事	712 (2.2%)	25	14	10	4	673	418	255
労働保険料の申告・納付に関する事	163 (0.5%)	22	44	22	22	97	21	76
雇用の維持に関する事	5,382 (16.5%)	485	4,870	2,446	2,424	27	18	9
求職者給付の特別措置に関する事	3,075 (9.4%)	113	2,950	2,647	303	12	10	2
緊急避難の一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関する事	42 (0.1%)	10	32	19	13	0	0	0
その他	1,345 (4.1%)	125	1,068	280	788	152	88	64
労働者	472	16,666	14,616	2,050	1,739	1,294	445	
小 計	18,877 (57.8%)							
賃金・休業手当等労働条件に関する事	1,448 (4.4%)	125	606	492	114	717	440	277
解雇に関する事	933 (2.9%)	38	705	608	97	190	99	91
求職に関する事(求職申込があったもの)	10,144 (31.0%)	0	10,135	9,190	945	9	9	0
求職に関する事(求職申込に至らないもの)	1,285 (3.9%)	12	1,260	1,078	182	13	13	0
認定日の変更に関する事	597 (1.8%)	10	587	376	211	0	0	0
緊急避難の一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関する事	141 (0.4%)	2	138	100	38	1	0	1
求職者給付の特別措置に関する事	1,594 (4.9%)	166	1,413	1,151	262	15	5	10
その他	2,735 (8.4%)	119	1,822	1,621	201	794	728	66

注1:安定所計のうち、「うち沿岸4所」の欄は釜石所・宮古所・大船渡所・久慈所の4安定所、「うち内陸6所」の欄は盛岡所・花巻所・一関所・水沢所・北上所・二戸所の相談件数

注2:監督署計のうち、「うち沿岸3署」の欄は釜石署・宮古署・大船渡署の3監督署、「うち内陸4署」の欄は盛岡署・花巻署・一関署・二戸署の相談件数

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3 (第3段階) 参考3

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階)



雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業振興と雇用対策の一体的支援
(0.4兆円 雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等
(0.1兆円 雇用下支え効果 7万人)

◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大

○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等

- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築

◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摂を用いた「絆」再生

◎ 東日本大震災復興交付金の創設

◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス利活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

○ 情報通信技術の利活用等

○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)

◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設

○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

◎ 復興特別区域制度(仮称)の創設に伴う法人税に係る措置

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設

○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等
- ・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)

フェーズ3の雇用創出・雇用下支え効果 58万人程度
総額6.1兆円 (雇用創出効果50万人程度 雇用下支え効果7万人程度)

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

趣 旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。

○このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 拡充の概要

- 基金の積増し：2,000億円
- 事業実施期間の延長：24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- 交付金は、被災県を中心に、各都道府県の被災求職者数、避難者数、雇用情勢等を勘案して配分

◆ 事業概要

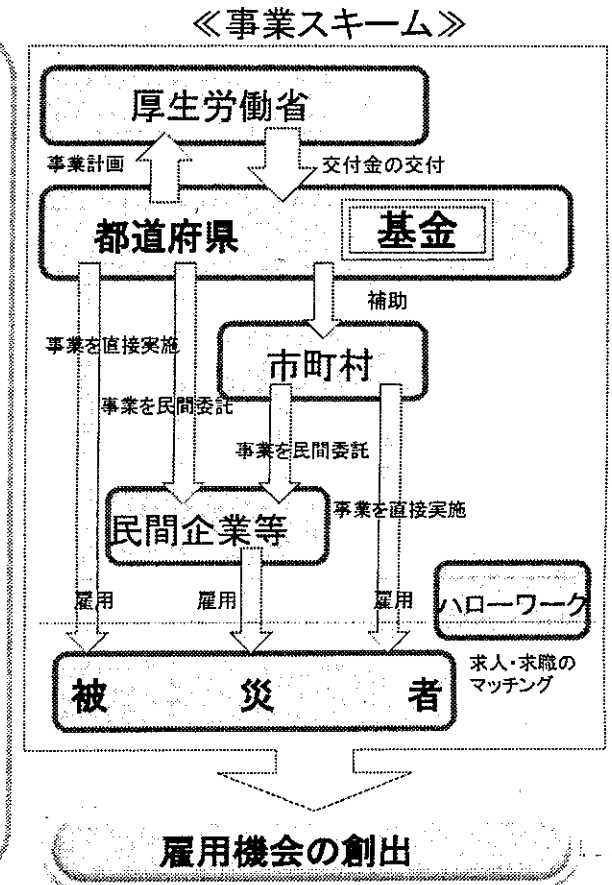
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

◆ 対象者

- 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の実用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）を優先的に雇用する。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。



雇用復興推進事業（仮称）の創設

概要

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るため、「雇用復興推進事業(仮称)」を創設し、産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。
- 具体的には、以下の2つの事業を、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地域において実施する。

【事業の規模】

1,510億円

【対象期間】

平成27年度末まで

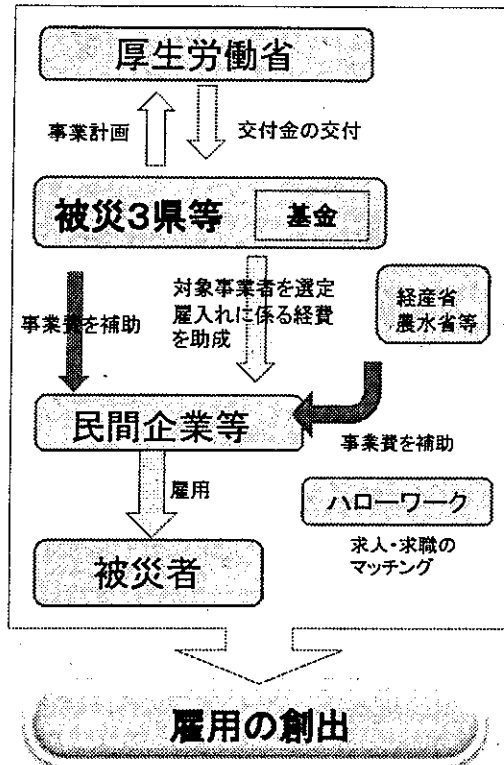
☆ 事業復興型雇用創出事業(仮称)

《事業概要》

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。
- 最大3年間の支援を行う。

《対象事業の要件》

- 関係省庁又は自治体による事業高度化支援、施設整備補助、融資などの支援策の対象となっており、雇用創出が期待される事業であること。 など



☆ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業(仮称)

《事業概要》

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方などができ、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。
- 最大3年間の支援を行う。

《主な実施要件》

- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が、1/2以上。 など

